

奈良市新型インフルエンザ等対策 行動計画（概要版）

平成27年4月

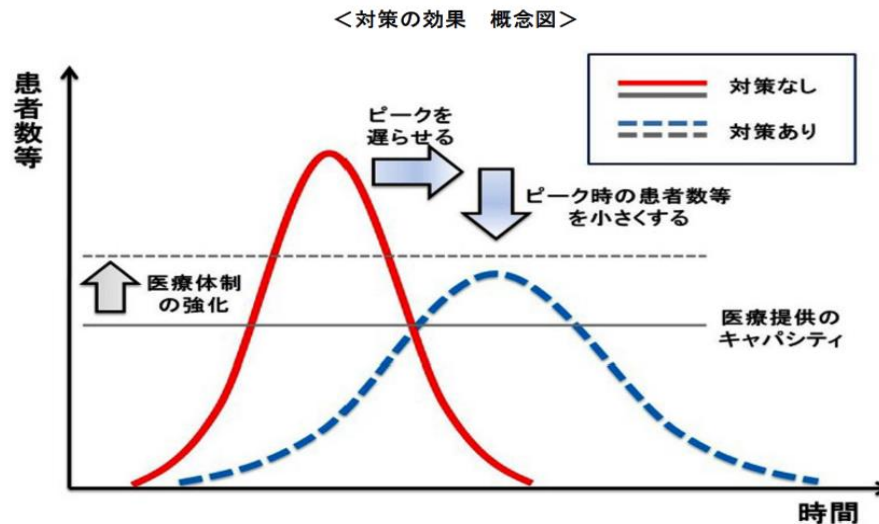
奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1. 計画策定の背景

- 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していない未知のウイルスによる感染症で、その感染力の強さから発生時には世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響が懸念されている。
- 本市においては、平成21年4月に（旧）奈良市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、また平成25年3月に奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定して、全庁的な組織体制によってその対応に備えてきた。
- 一方、国においては、国民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として、平成25年4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）を制定し、発生時における国、地方公共団体等の責務を明記するとともに、都道府県・市町村に対しても行動計画の作成を義務付けた。
- 平成25年6月には、国が新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成し、これを受けて平成26年1月には奈良県が奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を作成した。
- 本市においても、これら政府行動計画及び県行動計画との整合性を図りつつ、この度、新たに発生段階ごとの対策等を明記した奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成して、発生時に備えた対応を図ることとした。

2. 対策の目的・基本的戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



3. 対策の基本的な考え方

- ・発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく。

4. 対策実施上の留意点

- (1) 対策の実施にあたっては基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合はその制限は必要最小限とする。また実施にあたっては、法令根拠を十分説明し理解を得る。
- (2) 危機管理としての性格を持つ特措法に基づき緊急事態に備えてさまざまな措置を講じる。
- (3) 奈良県新型インフルエンザ等対策本部と相互緊密な連携を図りつつ対策を総合的に推進する。

5. 発生段階・行動計画の主要6項目

- 本市行動計画は、各発生段階ごとにおける対策の目標と活動を、県行動計画に準拠して、6つの分野（主要6項目）に分けて示している。主要6項目は、①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保である。
- 奈良県における発生段階は、国の示す基準を基に以下に示す6段階としており、市行動計画に示す発生段階も県に準じる。

流行状態	県・市の発生段階	国の発生段階
新型インフルエンザ等が流行していない	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生	海外発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、奈良県内では発生していない	県内未発生期	国内発生早期
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える	県内発生早期	国内感染期
県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている	小康期	小康期

6. 発生段階ごとの概要

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定・見直し 県・庁内各部局との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置 県対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置 県対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置 県対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制の縮小 対策の評価見直し
サーベイランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 通常のサーベイランスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 通常のサーベイランスの実施 全数把握の開始 学校等での集団発生の把握強化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 通常のサーベイランスの継続 全数把握の継続 学校等での集団発生の把握強化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 全数把握の継続 学校等での集団発生の把握継続 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 全数把握の中止 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスへの移行
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な情報提供 情報提供体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 国、県及び関係機関等との情報共有 相談窓口設置 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 国、県及び関係機関等との情報共有 相談窓口等充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 国、県及び関係機関等との情報共有 相談窓口等充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 国、県及び関係機関等との情報共有 相談窓口等継続 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 国、県及び関係機関等との情報共有 相談窓口体制縮小
まん延防止 ・予防	<ul style="list-style-type: none"> 基本的感染対策の普及 水際対策 特定接種・住民接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策準備 水際対策 特定接種・住民接種体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策準備 水際対策 特定接種の実施 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策 水際対策 特定接種の実施 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種実施 住民接種広報・相談 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種実施
医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制整備 医療資器材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者接触者外来の設置要請 帰国者接触者相談センター設置 PCR検査検体の搬送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者接触者外来における診療 帰国者接触者相談センター充実強化 PCR検査検体の搬送体制維持 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者接触者外来における診療 帰国者接触者相談センター充実強化 患者の入院措置 検査検体搬送体制維持 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の入院措置の中止 帰国者接触者外来の中止 一般医療機関における診療体制へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 通常診療体制移行
市民生活及び市民 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策の準備 火葬能力・一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討 物資及び資材備蓄 安定した水道供給整備 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に遺体を安置できる施設等の確保準備 安定した水道供給整備 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策 一時的に遺体を安置できる施設等の確保準備 安定した水道供給整備 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策 一時的に遺体を安置できる施設等の確保 安定した水道供給 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策 一時的に遺体を安置できる施設等の確保 安定した水道供給 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策 緊急事態措置の縮小・中止

(1) 未発生期の対策

①実施体制

- 特措法の規定に基づき、本市行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、県・庁内各部局と情報及び認識の共有を図り連携体制を整備する。

②サーベイランス・情報収集

- 通常のサーベイランス(発生動向調査、病原体サーベイランス、入院サーベイランス、欠席者情報サーベイランス等)を実施する。

③情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や対策について情報提供を行う。
- 新型インフルエンザ等発生時に、必要な情報を的確に提供できるような体制を整える。

④予防・まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る
- 特定接種、住民接種が速やかに実施できるよう接種体制を整える。

⑤医療

- 県と連携して、関係者と連携を図りながら医療体制の整備を進める。
- 必要となる医療資器材をあらかじめ備蓄・整備する。

⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援対策の準備を行う。
- 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。

(2) 海外発生期の対策

① 実施体制

- 奈良市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催し情報の共有を図ると共に初動対処方針について確認し、必要な対策を講じる。

② サーベイランス・情報収集

- 通常のサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)の全数把握及び学校等でのインフルエンザの集団発生 of 把握を強化する。

③ 情報提供・共有

- 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、帰国者・接触者相談センターに関すること等をテレビ・新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市ホームページなどの複数の媒体・機関を活用して情報提供し、注意喚起を行う。
- 市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

④ 予防・まん延防止

- 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康監視の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。
- 特定接種、住民接種が速やかに実施できるよう接種体制の準備を進める。

⑤ 医療

- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる帰国者・接触者外来の設置を県と連携して医療機関に要請する。
- 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- 奈良県保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等の PCR 等検査を実施するにあたり検体搬送体制を整備する。

⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。

(3) 県内未発生期の対策

①実施体制

- 本市対策本部を設置し、国が示した基本的対処方針及び県の初動対処方針に基づき対策について検討し実行する。

②サーベイランス・情報収集

- 海外発生期に引き続き、通常のサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）の全数把握及び学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

③情報提供・共有

- 市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、帰国者・接触者相談センターに関すること等を、情報提供し注意喚起を行う。
- 市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を充実・強化する。

④予防・まん延防止

- 県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康監視の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- 国からワクチンが供給され次第、特定接種、住民接種を実施する。

⑤医療

- 帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- 奈良県保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等の PCR 等検査を実施するにあたり検体搬送体制を維持する。

⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。

(4) 県内発生早期の対策

①実施体制

- 本市対策本部を設置し、県内発生早期における対策等を実施するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。

②サーベイランス・情報収集

- 県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)の全数把握及び学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

③情報提供・共有

- 市民に対して、県内での発生状況、現在の対策、帰国者・接触者相談センターに関すること等を、出来る限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行う。
- 市民からの問い合わせに対応できる相談窓口を充実・強化する。

④予防・まん延防止

- 国・県と連携・調整し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居家族等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康監視等)の措置を行う。
- 患者が学校などに通っていた場合には集団感染のおそれがあることから感染症法に基づく対応以外に学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学校閉鎖・休校)の実施について検討する。
- 国からワクチンが供給され次第、特定接種、住民接種を実施する。
 - * 県が、住民に対する外出自粛の要請、施設の使用制限等を行う場合には、市民及び事業者等へ周知する。

⑤医療

- 引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- 患者数が増加した段階では、新たなウィルスの出現が疑われる場合や重症者等に限定して奈良県保健研究センターへ PCR 検査のための検体搬送を行う。
- 国・県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保する。
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援対策を実施する。
 - * 水の安定供給、生活関連物資等の価格の安定等に対する対策を行う。

* 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

(5) 県内感染期の対策

①実施体制

- 本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。

②サーベイランス・情報収集

- 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。

③情報提供・共有

- 市民に対して、県内・市内での発生状況、現在の対策等をできるかぎりリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- 状況の変化に応じて国の Q & A を活用し、相談窓口等を継続する。

④予防・まん延防止

- 県と協議のうえ、学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業(学級閉鎖・学校閉鎖・休校)を適切に行うよう呼びかける。
- 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設、公共交通機関等に対し感染予防対策を講じるよう呼びかける。
- 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- 住民接種を引き続き継続する。
- 患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康監視等)は中止する。
 - * 県が、住民に対する外出自粛の要請、施設の使用制限等を行う場合には、市民及び事業者等へ周知する。

⑤医療

- 入院措置等による感染拡大防止効果が得られなくなった場合は、帰国者・接触者外来及び患者の入院措置等は中止するとともに、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の診断・治療を行う。

⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援対策や死亡時の対応等を行う。
- 火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保するとともに、遺体の搬送の手配等を行う。
 - * 水の安定供給、生活関連物資等の価格の安定等に対する対策を行う。

(6) 小康期の対策

① 実施体制

- 緊急事態解除宣言が発出された時、あるいは、県が県対策本部を廃止したときは、速やかに本市対策本部を廃止する。

② サーベイランス・情報収集

- 通常のサーベイランスを継続する。

③ 情報提供・共有

- 市民に対して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- 状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。

④ 予防・まん延防止

- 流行の第二波に備え、住民に対する予防接種を進める。

⑤ 医療

- 新型インフルエンザ等発生前の医療体制に戻す。

⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。